

国土交通大臣 大島 章宏 様

2011年8月15日

異議申立書

岐阜県大垣市田町1-20-1

近藤ゆり子 (62歳)

2011年8月4日付け「国部整総情第号995号」による開示決定とその後の開示につき、以下のように異議申し立てをいたします。

なお「国部整総情第号995号」には、行政不服審査法による異議申し立ての教示がありました。

I 開示請求

私は、2011年7月7日（7月8日受理）に中部地方整備局に対し、以下の行政文書開示請求をしました。

.....

別紙の通り

(水利権許可量の「振り替え」を予定する文書)

【別紙】

2011年6月22日に、中部地方整備局河川部河川保全管理官名で記者発表した《平成23年6月8日に愛知県が開催した「長良川河口堰検証公開ヒアリング」の資料について》の資料13pの

■この許可量15.49 m³/s に対して、安定供給可能量は13.2 m³/s であり、差分の2.29 m³/s は、名古屋市が長良川河口堰及び徳山ダムへ振り替えることとなっています。

■近年の少雨化傾向により、ダムの安定供給可能量は低下しているが、三重県の本曾川総合用水の水利権は、10年後の必要水量5.38 m³/s が許可量となっています。

■この許可量5.38 m³/s に対して、安定供給可能量は3.08 m³/s であり、差分の2.30 m³/s は、三重県が長良川河口堰へ振り替えることとなっています。

の根拠となる文書。(~~~~~部分の根拠)

.....

これに対する中部地方整備局の開示決定通知書（国部整総情第号995号 平成23年8月4日）には、開示する文書名として「本曾川水系における水資源開発基本計画 説明資料

(1)」とありました。これが何を指すものかは、この文書名では分からなかったもので、開示を受けました（PDFファイル開示）。

開示文書として受け取ったものは次の2枚です。

1枚目

木曽川水系における水資源開発基本計画（平成16年6月15日閣議決定、平成20年6月3日一部変更、平成21年3月27日一部変更） 1ページ目

2枚目

国土審議会水資源分科会木曽川部会 第2回（2004年4月13日）配布資料
資料8 2ページ目

II 不服－1

(1) 開示請求したものには当たらない

特に2枚目の「～説明資料」が該当する、ということなのですが、

①（フルプランというものはそういうものだ、ということだが）名古屋市については愛知県の中に組み込まれ、”名古屋市”という言葉は出てこない。「この許可量15.49 m³/s に対して、安定供給可能量は13.2 m³/s であり、差分の2.29 m³/s は、名古屋市が長良川河口堰及び徳山ダムへ振り替えることとなっています。」の根拠、特に「名古屋市が～なっています」の根拠には全くなりません。

「2.29 m³/s」の数値、及び振り替える主体が「名古屋市」である根拠にならない。

②三重県についても開示された資料のどこが「この許可量5.38 m³/s に対して、安定供給可能量は3.08 m³/s であり、差分の2.30 m³/s は、三重県が長良川河口堰へ振り替えることとなっています。」の根拠・説明にあたるのか、理解できない。

「2.30 m³/s」の数値、及び振り替える主体が「三重県」である根拠にならない。

開示された文書は、開示請求したものには当たらないものです。

(2) インターネットに載っている

開示されたものはインターネットに載っているものです。

1枚目

http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/d_plan/fullplan/fp3ksh.pdf (1 / 4)

2枚目

<http://www.mlit.go.jp/tochimizushigen/mizsei/shingikai/kiso2/kiso2siryo.pdf> (87 / 103)

国土交通省河川部は、私が国土交通省のホームページに頻繁にアクセスすることを知っているはずですが、インターネットで公開されている文書の中には「根拠となる文書」に当たるものがないので、300円の印紙を貼って開示請求をしました。

以前から（今も）インターネットでアクセスできるものが「根拠となる文書」に該当するといふなら、その旨の連絡及び説明があつてしかるべきではないでしょうか？

2008年6月と10月に、後に開示され「徳山ダムに係る導水路検討会 幹事会」資料と判明したものを「不存在、不開示」とする（※）ためには、担当者から何度も連絡をもらい、何度も「補正」を求められました。文書特定のための電話でのやりとりは、普通になさえています。今回に限っては連絡をしないのが当たり前だ、とは言えないはずです。

※ 「国部整総情第号156号、平成20年6月12日」「国部整総情第号810号、平成20年10月17日」

Ⅲ 不服－2

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」は、第1条で目的を謳っています。

「第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」

情報を公開することと説明責任を果たすことは一体のもです。「根拠となる文書」の開示を求めるといふことは、きちんとした説明を求めていることでもあります。

上述の、2011年6月22日中部地方整備局河川部発表した《平成2年6月8日に愛知県が開催した「長良川河口堰検証公開ヒアリング」の資料について》では

「平成23年6月8日(水)に愛知県が開催しました『長良川河口堰検証公開ヒアリング』の資料が愛知県のホームページにおいて公表されていますが、その内容の一部に事実誤認がありましたので、お知らせします」としています。

いやしくも研究者の資料を「事実誤認」と決めつけるからには、きちんとした根拠・裏付けがあるはずでしょう。研究者本人（富樫幸一・岐阜大学教授）に告げるより前に記者発表をし、インターネットに公開したからには、全ての人に対しても丁寧に根拠を示した十分な説明を行う義務があるはずです。

仮に「根拠となる文書」が、開示された2枚しかないとするなら、かくも薄弱な「根拠」でなした上記「発表」は不可解としか言いようがありません。

「根拠」たるべき文書を開示して頂きたく存じます。

以上